第六条　法第四十五条第一項の刻印をすることが困難なものとして経済産業省令で定める容器は、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）及び国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）及び国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器とする。ただし、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）及び国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては、容器製造業者の名称及び容器の製造番号を露出金属部に刻印がされているものに限る。

［削る］

［削る］

第六条の二　海外認定容器にあっては、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める方式に従って行った刻印又は標章（次の各号に定める刻印又は標章を含む。）をもって法第四十五条第一項の刻印（前条で定めた容器以外のものの場合に限る。）又は同条第二項の標章（前条で定めた容器の場合に限る。）とみなす。

一　海外認定容器を製造した者が容器に使用上の支障が起こらないことを保証する胴部の繊維強化プラスチック部分の許容傷深さ（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては一・二五ミリメートル以下に限る。）（記号　DC、単位　ミリメートル）

二　海外認定容器を製造した者が容器に使用上の支障が起こらないことを保証する胴部以外の繊維強化プラスチック部分の許容傷深さ（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては一・二五ミリメートル以下に限る。）（記号　DD、単位　ミリメートル）

（表示の方式）

第七条　法第四十六条第一項又は第二項の規定により表示をしようとする者（当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合における容器の製造又は輸入をした者を除く。）は、次の各号に掲げるところに従って行わなければならない。

一　次に掲げる容器にあっては、容器の外面の見やすい箇所に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあっては容器の所有者又は当該管理業務受託者）の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において「氏名等」という。）を記載した票紙であってはがれるおそれのないものを貼付すること。

第六条　法第四十五条第一項の刻印をすることが困難なものとして経済産業省令で定める容器は、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器のうちフルラップ容器であるものとする。

2　海外認定容器は、協定規則に基づく方式に従って、法第四十五条第一項の刻印（前項で定めた容器以外のものの場合に限る。）又は同条第二項の標章の掲示（前項で定めた容器の場合に限る。）を行うことができる。

3　前項の規定により法第四十五条第一項の刻印又は同条第二項の標章の掲示を行おうとする者は、前項に規定する刻印又は標章のほか、次の各号に掲げる事項を刻印（第一項で定めた容器以外のものの場合に限る。）又は標章により掲示（同項で定めた容器の場合に限る。）することができる。

一　一・二五ミリ以下であって、海外認定容器を製造した者が容器に使用上問題となる影響がないことを保証する胴部の繊維強化プラスチック部分の許容傷深さ（記号DC、単位ミリメートル）

二　一・二五ミリ以下であって、海外認定容器を製造した者が容器に使用上問題となる影響がないことを保証する胴部以外の繊維強化プラスチック部分の許容傷深さ（記号DD、単位ミリメートル）

［新設］

（表示の方式）

第七条　法第四十六条第一項又は第二項の規定により表示をしようとする者（当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合における容器の製造又は輸入をした者を除く。）は、次の各号に掲げるところに従って行わなければならない。

一　次のイ及びロに掲げる容器にあっては、容器の外面の見やすい箇所に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあっては容器の所有者又は当該管理業務受託者）の氏名又は名称、住所及び電話番号を記載した票紙であってはがれるおそれのないものを貼付すること。